

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成7年香川県規則第85号）第6条の規定により読み替えられた香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号。以下「規則」という。）第166条の規定により公告する。

なお、本公告における調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和7年11月28日

香川県知事 池 田 豊 人

1 入札に付する事項

（1） 購入物品名及び数量

パーティション 4,853セット分

（2） 購入物品の要求緒元

仕様書による。

（3） 納入場所

仕様書による。

（4） 納入期限

令和8年3月27日

（5） 入札方法

入札者は、入札書及び入札金額積算内訳書（以下「入札書等」という。）を提出すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

（6） 電子入札に関する事項

本公告における調達は、原則として、かがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による入札とし、特段の定めがある場合を除き、香川県電子入札運用基準（物品等）に従うこと。ただし、電子入札システムにより難しい場合は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。

2 契約書作成の要否

要

3 電子契約の可否

可とする。

電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を入札時に電子入札システム又は電子メールにより提出すること。

【電子入札システムにて提出する場合】

入札書提出画面において、「添付資料」欄に添付すること。

【電子メールにて提出する場合】

下記メールアドレスに令和8年1月8日午後4時までに提出すること。

その際、メールの件名を「電子契約同意書兼メールアドレス確認書（パーティション）」とすること。

E-mail kikikanri@pref.kagawa.lg.jp

4 契約の内容を示す日時及び場所等（入札説明書の交付等）

令和7年11月28日から同年12月22日まで（香川県の休日を定める条例（平成元年香川県条例第1号）第1条に規定する県の休日を除く午前9時から午後5時まで）

郵便番号760-8570 高松市番町四丁目1番10号

香川県危機管理総局危機管理課 危機管理グループ（本館6階）

電話番号087-832-3189 F A X 番号087-831-8811

E-mail kikikanri@pref.kagawa.lg.jp

なお、入札説明書の交付を希望する者は、本業務に係る入札説明書交付申請書を提出すること（F A X又は電子メールでも可とする。）。

5 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合は、令和7年12月11日午後5時（必着）までに、4に示した場所に対し文書で行うこと（F A X又は電子メールでも可とする。）。

回答（質問者の名称及び連絡先等を除く。）は、令和7年12月16日午後5時までに、本公告に係る入札説明書の交付を受けた者に対して通知する。

6 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による入札の可否

可とする。ただし、郵便の場合は書留親展（簡易書留可）とし、信書便の場合は郵便における書留親展に相当する方法に限る。（以下同じ。）

7 入札及び開札を行う日時及び場所

（1）入札書等の提出

ア 電子入札システムによる場合

（ア）提出期限 令和8年1月8日午後4時まで

（イ）提出方法 電子入札システムによる。

イ 紙入札方式による場合（入札書等を持参する場合）

（ア）提出日時 令和8年1月8日午後2時30分から午後4時まで

（イ）提出場所 4に示した場所

ウ 紙入札方式による場合（郵便又は信書便による場合）

（ア）受領期限 令和8年1月8日午後5時（必着）

（イ）送付先 4に示した場所

エ 入札書等の全ての書類がそろっていない場合は、失格とする。

（2）開札

ア 日時 令和8年1月9日午前11時

イ 場所 香川県危機管理総局危機管理課

8 入札保証金及び契約保証金

規則第152条各号に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、令和7年12月22日午後5時までに入札保証金・契約保証金減免申請書を4に示した場所に提出すること。審査の結果は、同月26日午後5時までに通知する。

9 入札者の参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、A級に格付けされている者であること。

なお、A級に格付けされていない者にあつては、令和7年12月8日までに「競争入札参加資格審査申請書」を香川県総務部総務事務集中課に提出して、A級格付けを得ること。

郵便番号760-8570 高松市番町四丁目1番10号

香川県総務部総務事務集中課 物品調達グループ

電話番号087-832-3631 F A X 番号087-833-0352

- (3) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ア 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - イ 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- (5) 本公告に係る入札説明書の交付を受けた者であること。
- (6) 本公告に示した調達物品及び数量を、当該物品の製造者、販売代理店又は輸入代理店の出荷証明等により、入札説明書又は仕様書で指定する日時及び場所に確実に納入することができることを証明した者であること。
- (7) 応札しようとする物品が、入札説明書又は仕様書に示す特質等を有することを機能・諸元証明書等により証明した者であること。
- (8) 本公告に示した調達物品に係る連絡調整及び梱包・発送等の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (9) 国又は地方公共団体へ物品等を納入した実績を有することを証明した者であること。

10 入札者に要求される事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、9の(6)から(9)までに掲げる要件を満たすことを証明する書類を、令和7年12月22日午後5時までに、4に示した場所に直接持参し、又は6に示した方法で提出するとともに、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (2) 電子入札システムによる入札参加を希望する者は、(1)の書類を提出する前に電子入札システムにより入札参加資格確認申請を行うこととし、紙入札方式による入札参加を希望する者は、当該書類とともに紙入札方式参加届出書を直接持参し、又は6に示した方法で提出することとする。
- (3) 提出された書類を審査した結果、入札の参加資格を満たすと認められた者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は、令和7年12月26日午後5時までに通知する。

11 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第171条各号に掲げる場合における入札は、無効とする。

12 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により競争の実効がな

いと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合において、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

13 落札者の決定方法

規則第147条第1項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、入札結果は、香川県物品の買入れ等の契約に係る競争入札等の周知及び結果の公表に関する要綱及び香川県電子入札運用基準に基づき公表する。

14 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から5日以内に契約を締結しなければならない。この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。

ただし、契約書を郵便又は信書便により送付する場合その他やむを得ない事由がある場合は、この期間を延長することができる。

15 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

16 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

4に同じ。

17 その他

(1) 詳細は、入札説明書による。また、入札説明書の交付を受けることは入札者の参加資格でもあるので、4に示した日時及び場所において、交付を受けること。

(2) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。

(3) 落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成11年香川県告示787号）に基づく措置を講ずる場合がある。

18 Summary

(1) Required service(s) or product(s)

Partitions

(2) Deadline for submission of tenders

By electronic bidding system: 4:00 p.m. on January 8th, 2026 (JST)

In person: submit between 2:30 p.m. - 4:00 p.m. on January 8th, 2026 (JST)

By mail: 5:00 p.m. on January 8th, 2026 (JST)

(3) Contact information

Address:

Crisis Management Division, Crisis Management General Bureau

Kagawa Prefectural Government

4-1-10 Bancho, Takamatsu, Kagawa, 760-8570, Japan

Phone:

087-832-3189

(4) Language and currency

The Japanese language and the Japanese yen are used in all contract procedures.